

令和7年第6回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和7年5月23日)

奥州市農業委員会

# 令和7年第6回奥州市農業委員会総会議事録

令和7年5月23日(金) 午前9時30分

奥州市役所 講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸般の報告

第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第5号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

出席委員（18名）、欠席委員（6名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳 (欠席)	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明 (欠席)	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男 (欠席)	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行 (欠席)	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典 (欠席)	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子 (欠席)	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長		井面 宏
事務局長補佐		佐々木 治彦
農業振興係	係長	佐藤 康平
	主事	阿部 美優
農地係	係長	佐藤 茂樹
	主任	照井 早織
	主任	安倍 利紗
	主事	佐々木 翔琉

議長 ただいまより、令和7年第6回奥州市農業委員会総会を開会いたします。  
欠席の届出委員は、7番、福田貴徳委員。10番、阿部成明委員。  
13番、植松郁男委員。16番、紺野弘行委員。19番、高橋義典委員。  
22番、家子洋子委員です。  
出席委員は定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。  
なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、佐々木敏博  
推進委員、佐藤健二推進委員に出席を求めています。  
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上、発言するよう  
お願いいたします。  
本日の会議は、総会日程にしたがって進めて参ります。

議長 日程第1、会期の決定を、議題といたします。  
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、当職よ  
り指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、1番、鈴木洋一委員、2番、八重樫章委員の2  
人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。  
事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは、主要会務をご報告し、諸般の報告とさせていただきます。

1ページをご覧ください。令和7年4月11日から5月16日までの主な内容をご報告申し上げます。4月25日、令和7年第5回総会を開催し、農地案件11件について審議決定いただいております。同日、第2回農業振興専門委員会を開催し、前年度の振り返り、本年度のスケジュールについて協議いただいております。同日、第1回、農業者年金加入推進部長会議を開催し、令和6年度の活動実

績他について協議いただいております。

5月9日、胆江地方農林業振興協議会の令和7年度総会が開催され、伊藤会長が出席してございます。以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。

質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書2ページをご覧ください。

今月の報告件数は、相続による所有権の取得が28件で、委員会へのあっせん希望は番号13、番号16の2件です。

番号13、番号16について、梁川地区担当の委員に情報提供させていただく予定です。江刺地域担当の農業公社のコーディネーターにも情報提供予定であります。

市外の方への相続となるのが、番号15、番号16、番号17、番号28の4件です。以上、ご報告します。

議長 報告第1号について説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号について終結いたします。

議長 報告第2号。農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書8ページをご覧ください。今月の報告件数は11件です。

解約の理由は、労力不足による解約6件、自作するための解約2件、耕作不便による解約1件となっております。

また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表の通

りです。以上、ご報告します。

議長 報告第2号について説明が終わりましたので質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書11ページをご覧ください。今月の案件は、所有権の移転が12件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が3件の計16件です。

番号1は、新規就農のため、金額18万円で売買するものです。受人は現在耕作面積がありませんが、別世帯の父が所有する農地の耕作を手伝っており、今後本格的に農業を行っていく予定です。トラクター、コンバイン、田植機、井戸ポンプを所有しており、取得する農地では水稻の育苗、自家用野菜を作付け予定です。

番号2は、労力不足のため、金額6万円で売買するものです。

番号3は、規模拡大のため、総額11万8800円で売買するものです。

番号4は、労力不足のため、金額2万円で売買するものです。

番号5、番号6、番号7は労力不足のため、贈与するものです。

番号8は、耕作不便地であるため、贈与するものです。

番号9は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は年額7,910円です。

番号11は、労力不足のため、総額117万円で売買するものです。

番号12は、経営規模縮小のため、総額100万円で売買するものです。

番号13は、労力不足のため、使用貸借権を設定するものです。借り人は、市内に耕作面積はありませんが、平泉町に約1.3ヘクタールの経営面積があることを、添付の耕作証明書で確認しています。トラクター、田植え機、コンバインを所有しており、水稻を作付け予定です。

番号14は、高齢化のため、金額5万円で売買するものです。

番号15は、新規就農のため、金額30万円で売買するものです。耕運機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

以上 16 件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術及び通作距離などについて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 議案第 1 号について提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
質疑がありましたらご発言願います。  
(「なし」の声あり)

議長 質疑を終結いたします。意見討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見討論を終結し、これより採決いたします。  
本案については、原案の通り決定することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 1 号は原案の通り許可と決定されました。

議長 議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書は 15 ページからとなります。

今回、意見を求められている案件は、賃借権の設定 76 件。使用貸借による権利の設定 38 件、賃借権の移転 2 件、農地売買等事業に係る案件 2 件の合計 118 件となります。

番号 1、番号 2 は、すでに農地中間管理事業により貸し付けが行われている耕作者について変更を行うため、賃借権の移転を行う計画案です。議案書の貸付人欄に記載されている者が、現耕作者で、借受人欄に記載されている者に、申請地に係る賃借権を移転するものです。賃借料に変更はなく、契約期間は現耕作者の残りの契約期間となります。

番号 3 から番号 116 までは、農地中間管理機構が、貸付人から賃借権などの権利を受けると同時に、借受人に対し、同じ賃借権の設定などを行う計画案となっています。

番号 117、番号 118 は、農地売買等事業に係る案件で、農地中間管理機構が、譲渡人である所有者から申請地を買い入れると同時に、譲受人へ売り渡しを行う計画案となっています。

農地の所有者、農地の所在地番等については、事前に確認を行っております。

また、賃借権の設定等を受けるものが、すべての農用地を効率的に利用し、耕作の事業等を行うこと、法人については、農地所有適格法人であることを確認しております。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらご発言願います。

(「議長」の声あり) 14番、千葉委員。

14番委員 14番、千葉でございます。ちょっとわからないのでお聞きします。

この中で合同会社というものがあります。農事組合法人も多いのですけれども最近この合同会社というのが増えてきているものと感じます。この合同会社の最大のメリットは何なのでしょう。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木局長補佐。

局長補佐 メリットについて把握していませんので、後日調べて回答します。

14番委員 分かりました。この質問は、農事組合法人がインボイス導入後、消費税などの扱い等、あまりメリットがなくなってきたのかな、と感じています。その代わりに合同会社に移行してきたのではないかと思い、質問した次第です。

議長 他にありませんか。

(「議長」の声あり) 5番、千葉委員。

5番委員 5番、千葉でございます。議案第2号の内容について、説明があった通り、4月からは中間管理機構とするということだと思いますが、議案第1号では、賃借権の設定とあります。これは、個人の都合ということによろしいのでしょうか。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 ただいまの質問について、ご指摘のとおりです。当事者間で決めて、このようになっているとご理解いただければと思います。

5番委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結します。意見討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、計画案にご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、計画案に異議なしと決定されました。

議長 議案第3号、農地法第5条第1講の規定による許可申請に対する意見決定について議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 安倍主任。

主任 議案書39ページと、お手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は13件です。

番号1、番号2は関連案件です。売買により宅地分譲23区画を整備するもので、非農地を含む総事業面積は6,227㎡です。

番号3、番号4も、関連案件となっております。売買により、宅地分譲17区画を整備するもので、総事業実測面積は4,113.98㎡です。

番号5は、売買により駐車場4台分及び庭を整備するものです。

番号6は売買により、庭園資材展示場及び運搬車等駐車場16台分を整備するものです。

番号7は売買により、宅地分譲2区画を整備するものです。

番号8は、贈与により、自己住宅を整備するものです。

番号9は、売買により共同住宅2棟を整備するもので、事業実測面積は1,211.80㎡です。

番号10は、使用貸借により、従業員駐車場7台分を整備するもので、非農地を含む総事業面積は249㎡です。

番号11は、売買により、カーポート4台分及び庭を整備するものです。

番号12は、売買により、建売住宅2棟を整備するものです。

番号13は、使用貸借により、自己住宅を整備するものです。

いずれも、補足説明資料に記載の通り、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1から番号4(水沢)を5月12日に浅野輝夫委員、高橋馨推進委員と、番号5(江刺)を5月9日に阿部成明委員、鈴木忠孝推進委員と、番号6から番号8(前沢)を5月9日に鈴木洋一委員、佐々木敏博 推進委員と、番号9から13(胆沢)を5月12日に岩渕壽子 委員、佐藤健二 推進委員と、いずれの日も事

務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号1から番号13は、いずれも草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 議案第3号について提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
質疑がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見討論を終結し、これより採択いたします。

本案については、原案のとおり、許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第3号は原案のとおり許可相当と決定されました。

議 長 議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 安倍主任。

主 任 議案書42ページをご覧ください。

今月の案件は2件です。

番号1は、昭和53年に作業場、昭和61年に倉庫及び堆肥置場等を整備して以来、宅地として利用しています。

番号2は、昭和63年頃に庭を整備して以来、宅地として利用しています。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1(水沢)を5月12日に浅野 輝夫 委員、高橋 馨 推進委員と、番号2(江刺)を5月9日に阿部 成明 委員、鈴木 忠孝 推進委員と、いずれの日も事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号1は、隣接している宅地と一体で利用されている、宅地の一部となっております。

番号2は、隣接している宅地と一体で庭として利用されておりました。

現地は全て証明願のと通りの現状で、農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを、それぞれ確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第4号について提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
質疑がありましたらご発言願います。

議長 (「議長」の声あり) 5番、千葉委員。

5番委員 5番、千葉です。適用外の関係です。このような状態でもう二度と農地に戻せないというような場合に扱われているわけでありますが、前回も地域計画との関係を質問させてもらったのですが、仮にこのような状況にも地域計画の際に誤って回答してしまった場合、これを適用外で処理するのは、やはり地域計画から1回外す手続きをしてから、適用外の申請ということになるのでしょうか。

議長 (「議長」の声あり) 安倍主任。

主任 ただいまの質問にお答えします。仮にこういったように現況がもう非農地となっている適用外相当のものが、地域計画の中で農地となっていた場合には、既に現地が非農地化しているということもございますので、適用外証明を行った後、地域計画を変更する手続きをするというように整理しております。

5番委員 ありがとうございます。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見討論を終結し、これより採択いたします。

本案については、証明願いとおり、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第4号は証明願いとおり決定されました。

議長 議案第5号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

議長 (「議長」の声あり) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 議案書は43ページになります。事前に委員の皆様方にご自身の活動内容を記載した一覧表を配布させていただきました。その一覧表をまとめたものが今回の

議案第5号となります。

農業委員会等に関する法律等により、農業委員会は、農地等の利用の最適化推進状況、その他、事務の実施状況を公表することとされており、国が定める様式により令和6年度の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況をまとめたものです。

44 ページ、農業委員会の状況は、令和6年4月1日現在のものとなります。こちらの説明は省略いたします。

45 ページ、「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の「1 最適化活動の成果目標」、  
「(1) 農地の集積」です。

昨年度当初の現状における、集積率が63.3%、目標集積率66.7%に対し64.3%で、達成率96.5%でした。

農業委員会の点検結果を「担い手への農地集積が頭打ちの状況にあり、今後、面的集積及び労働力確保など継続性のある農地利用を促す必要がある」と整理しました。

「(2) 遊休農地の発生防止解消」です。

緑区分の遊休農地解消目標を2.6haとしていましたが、昨年度実績では0.2haで7.7%の達成率でした。

④その他については昨年度実施した利用状況調査、利用意向調査について記載しております。ここについての農業委員会の点検結果を「委員による所有者等への働きかけを随時実施したが、目標達成とはならなかった」と整理しました。

46 ページです。「(3) 新規参入の促進」。新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得たうえで公表する農地面積の目標62haに対し実績も同様の62haでした。

ここについての農業委員会の点検結果を「新規参入者は昨年度を下回ったが、貸付同意を得た農地については目標達成ができた」と整理しました。

47 ページです。「2 最適化活動の活動目標」。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数は記載のとおりです。

(2) 活動強化月間の設定、(3) 新規参入相談会への参加ですが、  
についても、記載のとおりとなっています。

目標の達成状況の標語については、下段の推進委員等の点検評価結果を反映したものと整理しております。

目標の達成状況の評語は「目標に対し期待どおりの結果が得られた」と整理しました。

49 ページです。「Ⅲ 事務の実施状況」について記載しております。

内容については、事業報告書と重複している箇所がありますので、1から3については割愛いたします。4の違反転用への対応ですが昨年度は0でした。

以上で説明を終わりますが、本件につきましては、総会議決後、県を經由し農林水産省へ報告するとともに、市ホームページへ掲載する予定です。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第5号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
質疑がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見討論を終結し、これより採決いたします。  
本案については、原案の通り決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案の通り決定されました。  
以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

(閉会 10時13分)